

## 第2章 計画地の現状

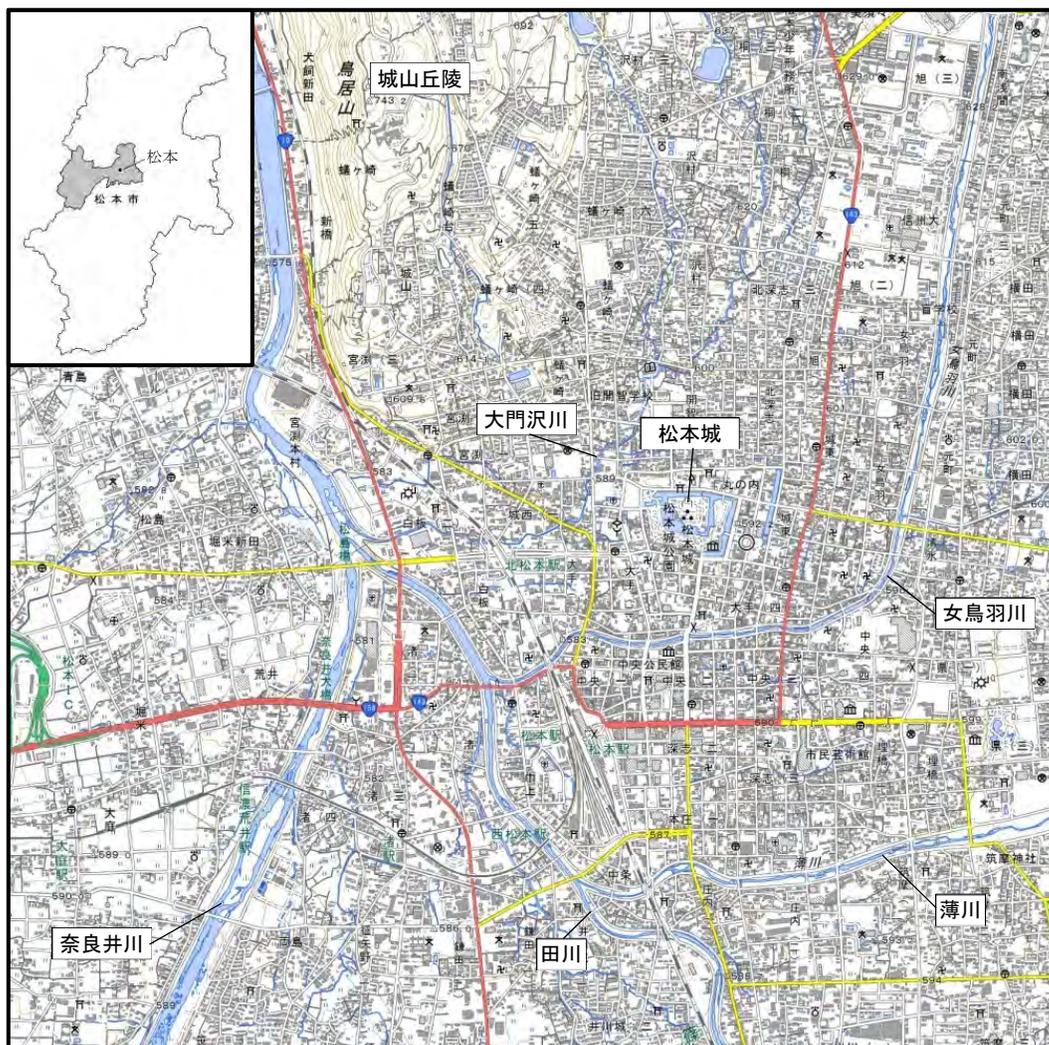
### 1 松本城の位置と自然的環境

#### (1) 松本城の立地

松本城は、西側を3,000メートル級の高山が連なる飛騨山脈、東側を美ヶ原高原に代表される1,000～2,000メートル級の山々が連なる筑摩山地に挟まれた、南北に細長い松本盆地の中央部にあります。松本城の北西約1.5キロメートルには、標高670メートルの城山を先端とする城山丘陵が北方に向かって尾根状に連なり、東約4キロメートルには、筑摩山地が連なります。

また、周辺にはいくつもの河川が流れ、北及び北東から大門沢川・女鳥羽川が、東から湯川・薄川が、南から田川・奈良井川が流れ込み、薄川と女鳥羽川によって形成された複合扇状地の末端部に松本城が位置します。

城郭の最高地点（北門馬出し周辺）で標高596.5メートル、最低地点（西総堀）で標高585.1メートルを測り、松本城は北東から南西に向かって緩く傾斜している地形にあります。



第5図 松本城の位置（国土地理院の電子地形図25000を使用 河川等名称を加筆）

## (2)松本城周辺の地形・地質

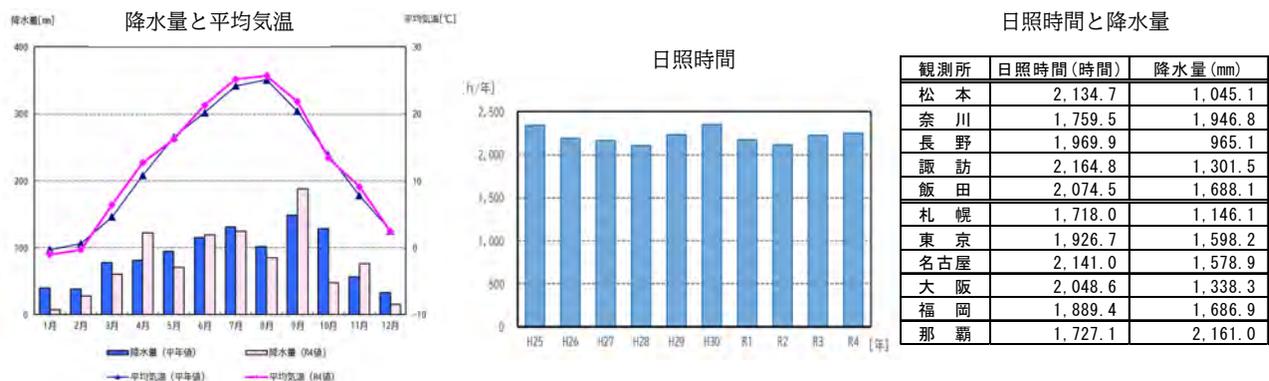
松本城周辺の砂礫土は、近年行われているボーリング調査の結果、大別すると松本盆地形成時の堆積物（梓川系）と、局部的沈降地帯となつてからの堆積物（女鳥羽川・薄川系）であり、両者は地下40メートル前後で重なっていますが、堆積時までの時間差が大きいので不整合関係となっています。沈降地帯（深志湖）となつてからの堆積物には、地下30メートル付近から上に何層もの漆黒色粘土層が見られます。これは扇状地の特徴である流路の首振りにより、流路が遠去かると湿地帯となつて有機質の多い粘土層が、流路となつた時には砂礫が堆積したことを示しています。

この局部的沈降地帯の動きは現在も継続しているものと見られ、発掘調査成果から、松本城下町では年1.6～2.4ミリメートルの速さで沈降していることが判明しています。これは松本盆地中心付近の沈降率年1ミリメートルと比べて大きな値となっています。このことが扇状地の末端とあいまって、湧水や地下水面の高くなっている原因です。

## (3)松本市の気候

松本城が所在する松本市は、内陸性気候であり、気温は日較差や年較差が大きいことが特徴です。また、第6図に示すとおり、降水量が少なく日照時間が長いことが特徴です。

※平年値の統計期間は、平成3年から令和2年まで(1991年から2020年まで)です。



第6図 松本市の降水量及び日照時間

## 2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境

### (1)原始・古代

松本城のある一帯は、薄川と女鳥羽川の複合扇状地の末端に当たり、湧水が多い湿地帯となっています。しかし、これまで松本城や城下町で行われてきた発掘調査に際して、縄文時代中期から後期（約4,000年前から3,000年前）の打製石斧、土器、弥生時代の土器等が出土しており、わずかながらも各所で生活の痕跡が確認されています。

古墳時代になると、城下町の範囲において古墳時代前期（5世紀）の竪穴住居跡が確認されており、湿地帯の中に点在する微高地の上に集落があったことが推測されます。また、六九でも、古墳時代前期の東海系土器と水田跡が確認されています。

奈良・平安時代には、天皇を中心とした朝廷による律令制が敷かれ、松本市内の集落も信濃

国筑摩郡・安曇郡（梓川より北の地域）下の郷に属する村として、この律令制に組み込まれました。信濃国の国府は、始めは現在の上田に置かれていましたが、8世紀末から9世紀前半までに、松本に移されました。ただ、国府の場所、規模等はまだ分かっていません。これまで、惣社、大村、筑摩等の説が示されてきましたが確定せず、今後の発掘調査による解明が期待されます。三の丸の発掘では、平安時代の掘立柱建物跡が確認されており、松本城周辺にも集落があったことが分かってきています。

## (2)中世から戦国時代

鎌倉時代から国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国の守護は、最初は比企氏でしたが、後に北条氏となりました。鎌倉幕府が倒れ、北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となりました。

小笠原氏が信濃守護となったのは、建武政権樹立に際し功績を収めた小笠原貞宗からで、1340年頃までには所領を得て府中（国府があったことから当時松本は府中と呼ばれました。）に進出し、井川館（国史跡小笠原氏城跡井川城跡）を築いたとされます。

松本城の前身である深志城は、享保9年（1724年）に完成した松本藩及び信濃国の地誌である『信府統記』によれば、永正元年（1504年）に、信濃守護小笠原氏に連なる一族である島立<sup>しまだち</sup>氏が、井川に造られた深志城をこの地に移したとされます。元々、この地には坂西氏の居館があったとされ、これを拡張して二の曲輪を整備したと考えられています。深志城は、15世紀末までに井川城から移転した小笠原氏の本拠地である林城を守る支城の一つでした。

天文14年（1545年）から、隣国甲斐国の武田晴信（信玄）による信濃国への侵攻が本格化しました。小笠原長棟の跡を継いだ長時は、天文17年（1548年）の塩尻峠の戦いで武田氏に敗れ、天文19年（1550年）に本拠地である林城等を自落させて敗走したことが、武田家家臣駒井政武（高白斎）が記した『高白斎記』等に記されています。

武田晴信は府中の地に入ると、小笠原氏が本拠とした山城の林城（国史跡小笠原氏城跡林城跡）を廃し、新たな信濃の支配拠点として平城の深志城を取り立て、その拡張整備を進めました。近年、三の丸で実施されてきた発掘調査では、最下層から深志城時代の遺構・遺物が複数箇所で見られています。深志城の時代と近世松本城の時代の遺構を比較すると、屋敷や溝の主軸が5度ほど西にずれており、堀や道の位置も一致しないため、石川氏は深志城をそのまま踏襲したのではなく、深志城とは構造の異なる城として松本城を築城したことが分かってきています。

これまでの定説では、松本城の丸馬出しを武田氏の築城技術と捉え、三の丸までの縄張りが武田氏の深志城期に形成されたものとされてきました。しかし、近年、丸馬出しが必ずしも武田氏特有のものではないということが分かってきており、深志城と松本城の関係については、今後、調査研究により明らかにしていく必要があります。

## (3)近世城郭としての松本城の成立と城下町の形成

武田氏による信濃国の支配は、天正10年（1582年）3月に織田信長が武田勝頼を滅ぼ

したことで終わりを迎えます。織田信長は、信濃国のうち、安曇・筑摩両郡を木曾義昌に安堵し、深志城へは木曾氏が入りました。しかし3か月後の同年6月2日に本能寺の変が起きて織田氏の政権が崩壊すると、木曾氏による支配が固まっていなかった当地方は、旧武田領の領有を狙う上杉氏、徳川氏、北条氏といった大勢力による抗争地帯の一つとなりました（天正壬午の乱）。

松本平では、その一連の戦乱の中で、越後の上杉氏の支援を受けた小笠原貞種<sup>さだたね</sup>が、織田氏の後ろ盾をなくした木曾氏を追い、深志城に入りました。しかし、小笠原貞慶<sup>さだよし</sup>が、徳川氏の支援を受けて、父長時の旧臣を糾合して叔父である貞種を追放して深志城を奪回すると、深志城の名を改めて松本城とし、筑摩・安曇両郡の平定を進めました。天正13年頃までに領国の支配を確立すると、貞慶は武家地と町人地を明確に区分した城郭・城下町の本格的な整備に着手しました。

貞慶による整備が始まるまで、現在の二の丸の東側には市辻・泥町といった町屋がありました。令和2年（2020年）に柳町で実施した発掘調査では、松本城築城前に遡る荷札木簡や焼き物が出土し、市辻・泥町<sup>いぢ</sup>の市の存在を裏付ける資料として注目されます。貞慶はこれらの町屋を女鳥羽川の南の本町に移し、善光寺街道沿いに本町・中町・東町（親町三町）を、野麦街道沿いに伊勢町を置き、親町につながる枝町も町割を行いました。

更に、城郭の整備についても、三の丸の縄張りを行い、堀を掘り土塁を築いて、5か所の入口に大城戸を設け、このうちの南門を大手門とし、三の丸内の整備を進めたことが分かります。ただし、この段階では町割はできたものの、城下町、三の丸内とも建物はまだ少なかったことが伺われます。

天正18年（1590年）の豊臣秀吉による小田原攻めの後、豊臣氏による統一政権が確立し、徳川氏が北条氏の旧領である関東へと転封となり、徳川氏に従っていた小笠原氏も下総国古河（現茨城県古河市）へ移りました。

小笠原氏の後には、豊臣秀吉の命を受けた石川数正が城主となりました。『信府統記』には、石川氏の時代に天守を建て、全ての堀を深くし、幅を広くし、土塁を築き、石垣で固め、黒門・太鼓門を建て、小笠原氏の築いた5か所の<sup>やぐら</sup>大城戸を門楼（櫓門）とし、三の丸の武家地に屋敷を建設し、城下町にも武家地を設けたことが記されています。また、城下町の町屋を建設し、整備を進めました。この他、総堀東側の捨堀の築造を進めたとされていますが、慶長18年（1613年）、数正の子康長は大久保長安事件に連座して改易され、豊後国佐伯（大分県佐伯市）に配流となったため、未完成に終わっています。

松本城や城下町の初期の築造は、小笠原氏によって開始され、石川氏の段階で近世城郭として整えられたことが発掘調査からも裏付けられています。特に城下町は、小笠原氏の段階では、整地のみで遺構が確認できない箇所が広く見られるため、『信府統記』に記されているように、まだまだ空き地が多かったと考えられます。本格的に近世城下町として整備されたのは石川氏の段階で、短冊形地割の城下町に改められ、町人の集住が進んだと考えられます。

#### (4)石川氏以降の松本城と歴代藩主

##### ア 小笠原氏

石川康長が改易された後、慶長18年(1613年)貞慶の子小笠原秀政が飯田(現長野県飯田市)から入封しました。秀政は石川氏に引き続き、城下町の整備を進めたことが『信府統記』に記されています。城下町の発掘調査でも、伊勢町や本町等の調査結果から、短冊形の地割が17世紀初頭から見られ始めることが確認されており、これを裏付けています。しかし、秀政とその長男忠脩は、慶長20年(1615年)の大坂夏の陣において戦死し、家督は次男の忠真<sup>ただま</sup>が継ぎ、元和3年(1617年)に播磨国明石(現兵庫県明石市)に転封となりました。

##### イ 戸田氏

元和3年(1617年)に戸田康長が上野国高崎(現群馬県高崎市)から入封しました。康長は松本城の北側に武家地の造成を行っています。寛永10年(1633年)、康長の子の康直の時に播磨国明石(兵庫県明石市)に転封となりました。

##### ウ 松平氏

寛永10年(1633年)に松平直政が越前国大野(現福井県大野市)から入封しました。直政が松本藩主であった時期は短く、寛永15年(1638年)までですが、『信府統記』には城郭の整備として門、櫓等を修復し、二の丸御殿、多聞櫓<sup>たもん</sup>、八千依蔵の建設を行い、城下町には六九に馬屋を建て、武家地の屋敷の整備を進めたことが記されています。また、月見櫓、辰巳附櫓についても、将軍家光を松本城に迎えるために増築したとされています。寛永14年(1637年)、松本で寛永通宝の鑄造が始まります。本町の第8次発掘調査では、寛永通宝松本銭の鑄造関連遺物(埴塙<sup>るつぼ</sup>、取鍋<sup>とりべ</sup>、金属滓<sup>さい</sup>、バリ銭等)が出土し、直政の時代に松本で寛永通宝が鑄造されていたことを裏付けるものとなっています。

直政は寛永15年(1638年)に出雲国松江(現島根県松江市)に転封となります。

##### エ 堀田氏

寛永15年(1638年)に堀田正盛が武蔵国川越(現埼玉県川越市)から10万石(関東にも知行地があり、松本は7万石)で入封しました。正盛は老中として幕府の中樞にいた人物であったため、松本に常勤していたわけではなく、わずか4年で下総国佐倉(現千葉県佐倉市)に転封となりましたが、三の丸の上土に蔵を建設しました。

##### オ 水野氏

寛永19年(1642年)に水野忠清が三河国吉田(現愛知県豊橋市)から入封しました。この後、水野家は6代にわたり松本藩主となります。忠清は石垣の修理、二の丸の辰巳隅櫓の改修を行いました。

水野氏の事績として5代目の忠幹<sup>さん</sup>が享保7年(1722年)から編纂させ、享保9年(1724年)に完成した『信府統記』があります。松本藩の地誌として、歴史・地理・経済等多岐にわたる記載があります。このうち、「松本城地形間数記」には、城郭の規模が詳

細に述べられている他、城下町についても現在伝わっている城下町の各町名（親町三町、枝町十町、二十四小路）とその規模、軒数が記載されており、この頃には城下町の整備がほぼ完了したと考えられます。

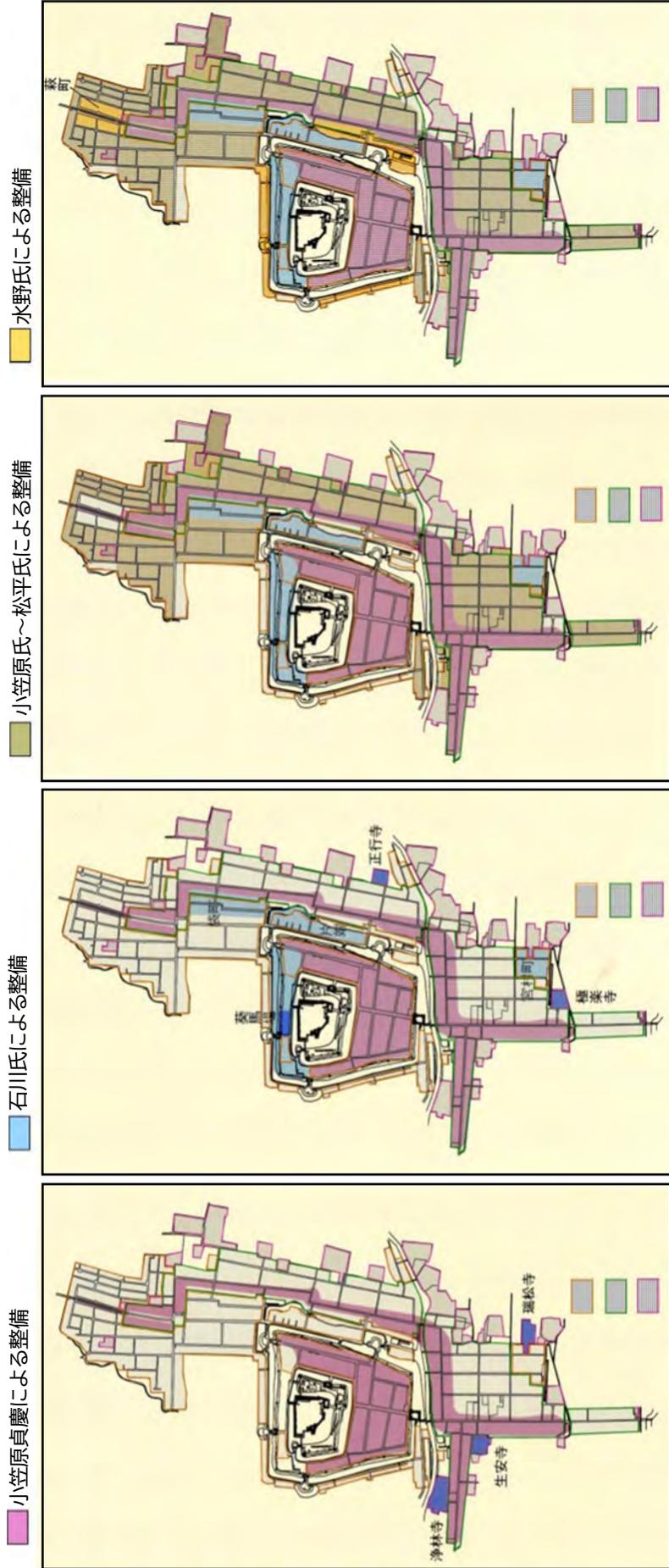
享保10年（1725年）、6代目の水野忠恒は江戸城松の廊下で刃傷事件を起こし、改易となりました。この後約半年間は幕府直轄となり、松代藩真田家が松本城を管理しました。

#### カ 戸田氏

享保11年（1726年）に戸田<sup>みつちか</sup>光慈が志摩国鳥羽（現三重県鳥羽市）から入封し、以降明治維新を迎えるまで9代にわたり戸田氏が松本藩主となります。翌年には本丸御殿が火災に見舞われました。松本移封前の享保2年（1717年）にも江戸屋敷を火災で失っていた戸田氏は、立て続けの巨額の出費によって本丸御殿の再建はできず、政庁は二の丸御殿に移されました。しかし、手狭であったことから、郡所や町所は大手門西側の城下町の六九に移され、また、藩主の私邸である古山地御殿を増築しました。

戸田氏入封直後の地図として、「享保十三年秋改松本城下絵図」があります。これは松本城下町全体を表した精度が高い絵図で、江戸時代の松本城と城下町を示す基本図の一つとなっています。また、この図を元に作成された「天保六年松本城下絵図」は、明治維新後も藩庁から筑摩県に引き継がれ、使用されました。

幕末には、藩主戸田<sup>みつひさ</sup>光則の下、戊辰戦争で官軍に属し、北越、会津等に転戦しました。それを記念した碑が本丸内に設置されています。明治2年（1869年）に信濃国で最初に版籍を奉還し、戸田光則は松本藩知事に任命されます。明治3年（1870年）から廃仏毀釈が行われ、戸田氏は菩提寺である全久院を率先して取り壊しました。廃仏毀釈は全国的に行われましたが、松本藩は特に盛んであった地域の一つで、城下他藩内の多くの寺院が取り壊されました。明治4年（1871年）に廃藩置県が実施され、松本藩は松本県となり、光則は知事を解任され、華族に列せられて東京へ去り、146年にわたる戸田氏の治世が終わりました。



第7図 城下町の形成過程（概念図）

「信府統記」と「大守累年記」を基にしていますが、異同があります。

小笠原貞慶は深志城の名を松本城と改め、三の丸以南を大幅に整え、町割りをして城下町の基礎を作った。地蔵清水と泥町（柳町）にあった町人町を残らず本町に移し、東町、中町を作り、安原町、伊勢町は名前を変え、町屋を建設していった。和泉町、横田町、飯田町、小池町、宮村町、馬口労働町の町割りをした。浄林寺を山辺の林から伊勢町へ移し、瑞松寺を飯田町から宮村町へ移した。

石川氏は、城下町では片端、袋町、三の丸の葵の馬場に武家屋敷を作り、町人町の中の宮村町にも武家屋敷を作った。また、正行寺や極楽寺を栗林村（現在の松本市島立）から移した。

小笠原氏は伊勢町、飯田町、小池町、宮村町、和泉町、横田町、山家小路に家を建て並べた。また、馬町（博労町）を新たに作った。鎌田村にあった天満宮を宮村町に移した。戸田氏は徒士町や堂町に武家屋敷を建てた。松平氏は六九馬屋を作り、新町、田町、片端に武家屋敷を整備した。

水野氏の時代までに、松本城下はほぼ整備された。萩町、上土、鷹匠町、出居番、西堀町に武家屋敷を整備した。町人町は、親町三町・枝町十町が整えられ、小路も「二十四小路」になり、職業によって住むところが決められていた。町人町の周辺には寺社が配置され、城下町の姿がはっきりした。

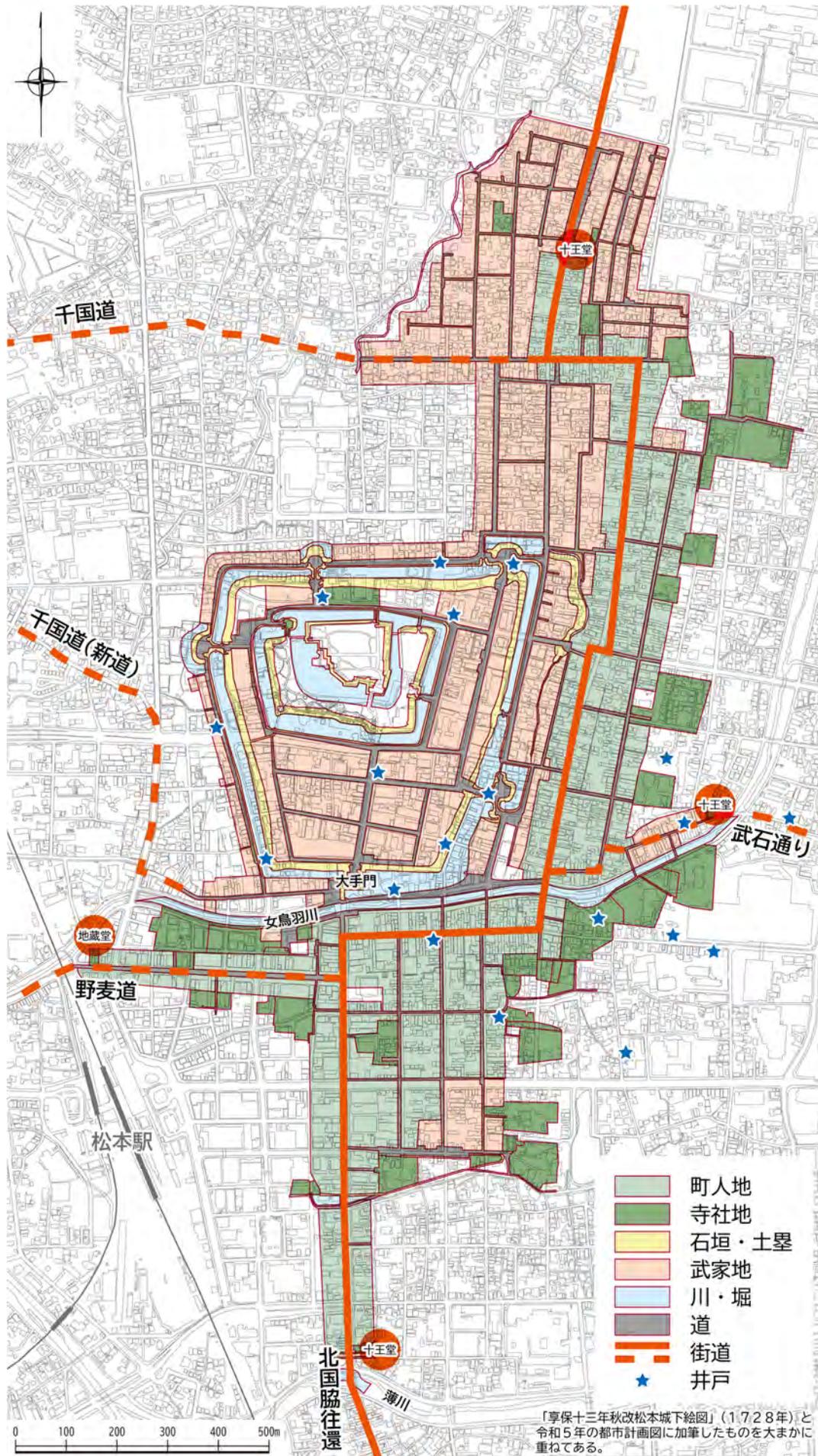
### 3 松本城と城下町の概要

#### (1)松本城と城下町の範囲

城郭としての松本城の範囲は、大手門から内側を「城内」と呼び、空間的には総堀から内側を指します（第8図）。松本城は三重の水堀（内側から内堀、外堀、総堀）で囲まれ、内側から本丸、二の丸、三の丸となっています。本丸には天守、御殿が置かれ、政庁及び藩主の居住空間であり、城郭の中核部です。二の丸には二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は、両御殿が政庁及び藩主の居住空間となりました。外堀を隔てて本丸・二の丸を囲む三の丸は、上級家臣団の屋敷地及び作事所等の藩施設が置かれました。松本城の平面形は逆台形を呈し、東西・南北とも約600メートルあり、総面積は約39万平方メートルに達します。

松本城の南側・東側・北東側には城下町が展開し、城内と城下町は5つの門で連結されていました。城下町は、武家地、町人地、寺社地から成り、北国脇往還（善光寺道）及び野麦道沿いに形成されました。西側は低湿地のため城下町は発達せず、湿地や水田等の耕作地が広がっていました。

松本城と城下町の東側には、女鳥羽川が北から南に流れ、松本城の南東側で流路を西に変え、城下町を南北に分けています。また、城下町の南側には薄川が東から西に流れ、二つの河川は松本城と城下町の防御の役割も果たしていました。城下町は、中山道の洗馬宿から北に分かれて善光寺（長野市）へ向かう北国脇往還、塩の道として知られ越後へ向かう千国道、飛騨高山へ向かう野麦道、武石（上田市）へ向かう武石通りが分岐する交通の要衝でした。



第8図 松本城と城下町

## (2)松本城の構成

### ア 本丸

天守と本丸御殿が置かれ、松本城の最も枢要な場所です。南西隅に天守が、中央に本丸御殿があり、馬屋、番所等も置かれていました。本丸御殿は政庁及び藩主の居所でしたが、享保12年(1727年)に焼失した後は再建されず、その機能は二の丸御殿及び古山地御殿に移されました。

本丸の周囲は、西面の乾小天守の北側から埋門南側石垣までの間を除いて土塁で囲まれ、外周は全て石垣となっています。

本丸南西隅に位置する天守は5棟から成り、うち天守、乾小天守、渡櫓が石川康長により文祿2年から3年(1593年から1594年)に、月見櫓及び辰巳附櫓が松平直政により寛永10年から寛永11年(1633年から1634年)に築かれたと推定されています。天守を低湿地に築くため、天守台石垣のうち、大天守の載る石垣の中には土台支持柱を設け、大天守の荷重を支えています。また、軟弱な地盤のため、天守台石垣の法勾配は緩やかで、高さも6メートル程度と高くはなく、石垣の基礎部分には<sup>いかだしぎょう</sup>筏地形と呼ばれる石垣を支えるための材が配され、内堀には地盤を安定させるための木杭が打ち込まれていました。



第9図 松本城の範囲(「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の部分)

## イ 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、堀の両側は石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、深さは現状の水位から3メートル以上あり、断面形態は二の丸側が深い片薬研かたやげんとなっています。

水野氏の時代の絵図には、埋門から二の丸瓦門北側に埋門板橋あしだべいと呼ばれた橋が架かっていましたが、戸田氏の時代の絵図には、埋門板橋より南側に足駄塀あしたべいと呼ばれる塀が設けられています。足駄塀は内堀北東にも設けられており、内堀と外堀との境界ともなっていました。足駄塀は古写真（図版24）から外観が分かりますが、類例がなく、その機能や構造の詳細は分かっていません。

## ウ 二の丸

内堀の外側、外堀の内側にある区画で、北を除いて本丸を囲んでいます。政庁及び藩主私邸としての御殿、蔵等藩の施設が存在する松本城の枢要な場所です。二の丸への入口は、太鼓門、二の丸御殿裏御門わかみやちまんしや、若宮八幡社南土橋瓦門の3か所があります。

二の丸の東側に二の丸御殿があり、本丸御殿焼失後は政庁としての役割を担いました。二の丸の南側は、南東に古山地御殿が、その西側に蔵がありました。

古山地御殿は、石川数正によって城主私邸として建てられたもので、本丸御殿焼失後に戸田氏が増築して新御殿を建てました。

二の丸の西側に御用米ごようまい（幕府直轄の城米）の米蔵である八千俵蔵えんしやうぐら、焰硝蔵等がありました。後の戸田氏の時代には、八千俵蔵の北から西側にかけて、「華畑」と呼ばれる庭園区画として整備されます。お花畑や茶室のほか、将軍から拝領した松も植えられ、内堀側には船着場も設けられました（図版15）。

その北側には、二の丸及び三の丸と土橋で接続していた浮島状の平坦地があり、ここに深志城主島立貞永を子の貞政が祀り、深志城の鎮守としたとされます。

## エ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両側は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は腰巻石垣が築かれていました。これまでの試掘調査から、西外堀及び南外堀の二の丸側土坡の法尻には、土留めや浸食防止と防御を兼ねたものと考えられる木杭列が確認されています。また、三の丸土居尻の発掘調査では、絵図にも記載されている石組水路が発見されています。この水路は、外堀の水を総堀へ排出するために設けられたもので、築城期から昭和30年（1955年）頃まで、改修を重ねながら使い続けられました。現在では、当時の約半分が埋め立てられている状況です。

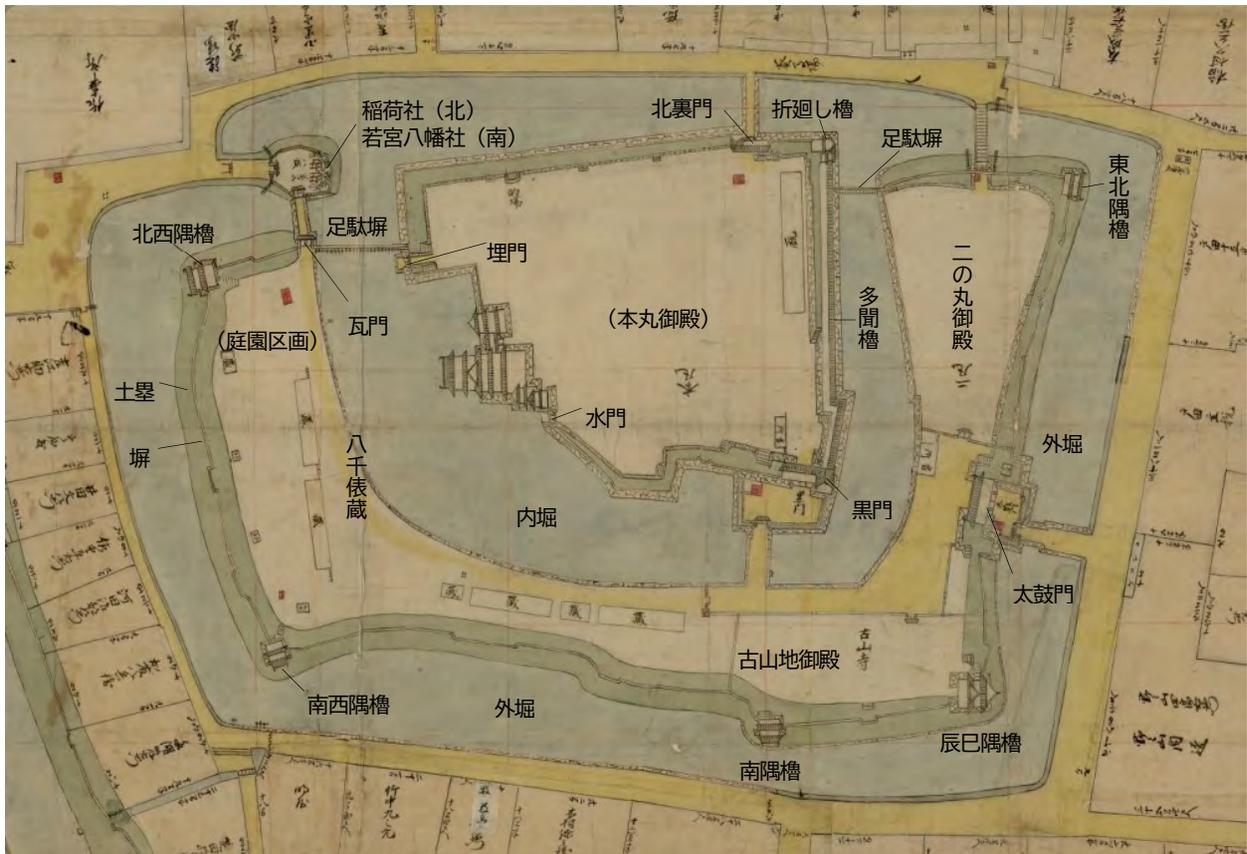
## オ 三の丸

三の丸は、上級家臣の屋敷を中心とし、作事所等藩の施設が置かれました。周囲は土塁で囲まれ、土塁上には土塀が巡らされ、四隅及び要所に13の櫓（隅櫓・平櫓）が設けられて

いました。土塁の規模は、西総堀土塁整備に伴って実施した発掘調査結果から、敷幅（下面の幅）16メートル前後、馬踏（上面の幅）3.6メートル前後、高さ3.2メートル前後と想定されています。

三の丸には5か所の門があり、南側中央部に位置する大手門が松本城の正門です。

三の丸に置かれた藩の施設として作事所、藩校崇教館等があり、北不明門東側には、戸田康長の子永兼を祀った陽谷<sup>ようこくれいしゃ</sup>霊社がありました。



第10図 松本城本丸から外堀までの範囲  
（「享保十三年秋改 松本城下絵図」（1728年）の部分）

#### カ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城では三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。

江戸時代の古文書では「三の丸東北之方堀」といった呼び方をしており、総堀（惣堀）という呼称は確認できず、近代以降は外堀と呼ばれることが多くありました。東総堀の史跡追加指定に当たり、長野県による仮指定が行われた際も「松本城外堀（三の曲輪堀跡）」の呼称が用いられています。また、当初の指定理由にある「外堀」も「処々に残存せり」とあることから、現在の総堀を指しているものと思われます。昭和42年（1967年）の東総堀の二度目の史跡追加指定申請の際から「惣堀」という呼称が公式に用いられ現在に至っており、二の丸を囲む外堀と区別するため、比較的最近に用いられるようになった呼称です。

絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメー

トルに達しました。堀の両側は土坡で、基部には木杭列が総堀各所の発掘調査で確認されており、「大坂冬の陣図屏風」に見られるような防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造で史跡の構成要素となっています。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

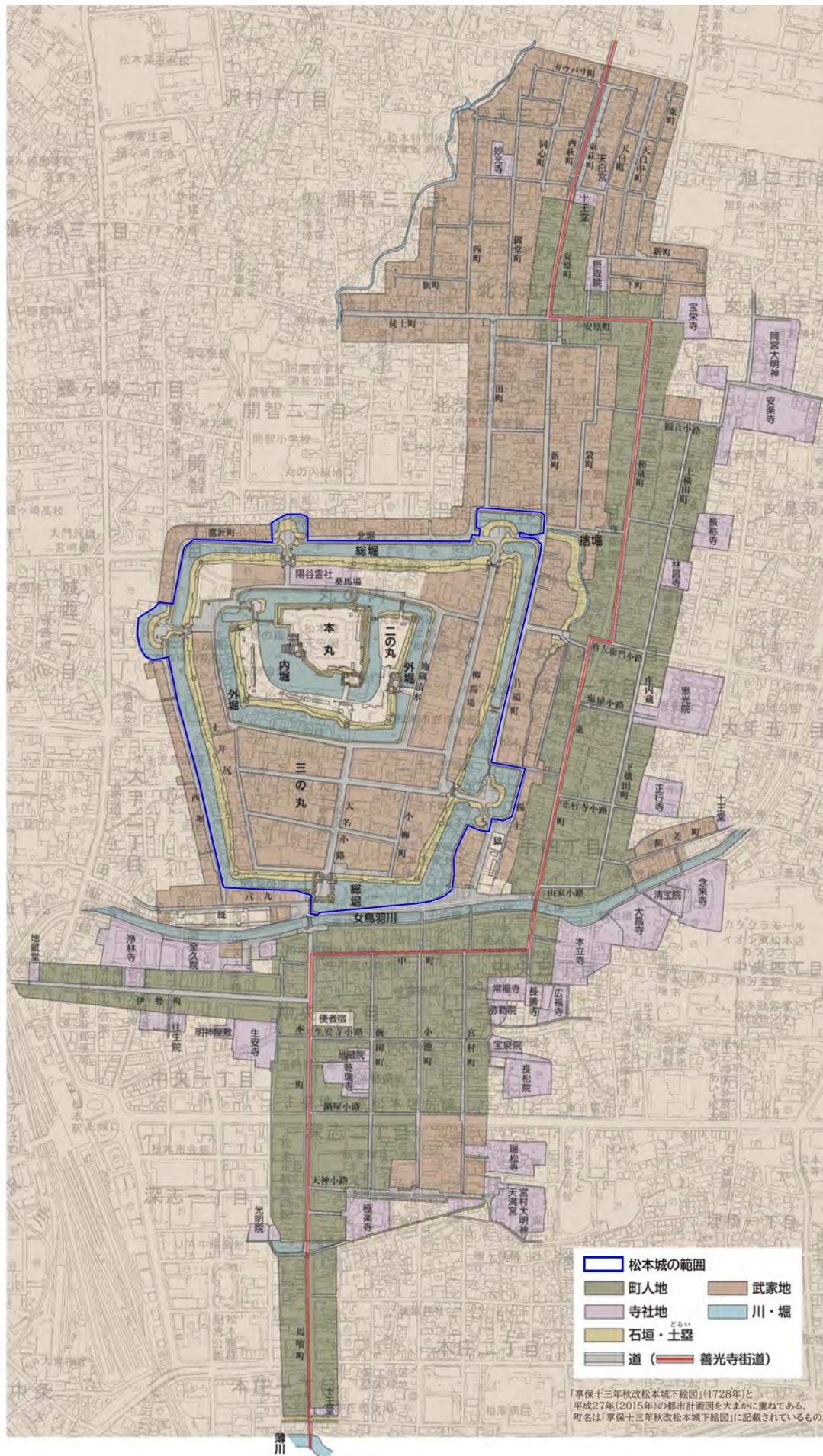
#### キ 郭外

東総堀北端部東側には、北門馬出し堀の東側から、捨堀と呼ばれる長さ140メートル程の南北方向の土塁と堀が存在していました。堀は江戸時代の早い段階で埋められたと見られ、元禄以降の絵図等によれば細い水路として残存していたことが伺われます。三の丸の外ですが、松本城の外郭遺構です。この捨堀土塁の東町側裾部では発掘調査により、総堀と同様の木杭列が発見されています。

### (3)城下町について

城下町は武家地、町人地、寺社地からなり、おおむね武家地は松本城の南を流れる女鳥羽川よりも北側に、町人地は南側と善光寺道沿いに、寺社地は城下町の東側に配されました。

武家地は主に松本城の東側と北側にあり、一部女鳥羽川の南側にも屋敷地がありました。町人地は女鳥羽川の南側を中心に広がり、善光寺道沿いの本町・中町・東町の親町三町とそれらに付属する枝町十町、更に親町・枝町から分かれる二十四小路から構成されていました。城下町は善光寺道や野麦道等が通る交通の要衝であり、信濃国だけでなく、領国外各地からの物資の集散地として賑わいました。その様子は、天保14年（1843年）に記された『善光寺道名所図会』に「（前略）城下の町広く大通り十三街、町数およそ四十八丁、商家軒をならべ当国第一の都会にて、信府と称す、相伝ふ牛馬の荷物一日に千駄附入りて、また千駄附送るとぞ、実に繁昌の地なり（後略）」と記されています。江戸時代後期には犀川の水運を利用した犀川通船も始まりました。また同時期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなります。



第11図 松本城下町

#### (4)近代以降の松本城の改変と現状

明治維新と廃藩置県によって近世の政庁・軍事施設としての城の時代は終わりました。明治4年（1871年）7月の廃藩置県の後、各地の城郭は兵部省（明治5年（1872年）2月28日兵部省廃止、陸軍省となる）の管轄となります。松本には10月に兵部省の山県狂介（有朋）が入り、松本城本丸と天守等が兵部省の所管となりました。二の丸御殿は県庁として使用されましたが、本丸を除く二の丸、三の丸の大手門、太鼓門等の門、櫓、塀等は、11月頃から払下げられ、取り壊されました。

明治5年（1872年）、筑摩県が陸軍省に対し天守の取壊し許可を求める伺書を提出し許可されたため、天守は入札に付され、落札されてしまい、取壊しの危機を迎えます。これを憂えた下横田町の副戸長の市川量造は、明治6年（1873年）に本丸と天守を博覧会場に拝借したい旨の請願を行い、陸軍省の許可を得て、「松本博覧会」を明治9年（1876年）までに計6回開催し、その収益等で天守を買い戻し、天守を破却の危機から救いました。

明治6年（1873年）1月の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」（廃城令）により、松本城は「存城」とされ、引き続き陸軍省の管轄の下に置かれますが、明治4年（1871年）以降の門、櫓等の取壊しの後も、本丸以外の石垣・土塁は、太鼓門枳形の一部を除いてほとんどが取り崩されました。

明治8年（1875年）5月、松本城（本丸・二の丸・三の丸）は、筑摩県が替地を提供し、陸軍省から筑摩県に返還されました。その後の本丸、二の丸の利用状況を概観すると、本丸は天守を会場に松本博覧会が開催された後、明治11年（1878年）から松本農事協会の農事試験場として使用されました。二の丸は、県庁として使用されていた二の丸御殿が明治9年（1876年）に焼失し、その跡地が明治11年（1878年）から松本区裁判所として使用されました。二の丸御殿跡を除く二の丸は、古山地御殿跡が長野県筑摩出張所として使用された後、明治18年（1885年）から旧制松本中学校が置かれ、本丸も明治33年（1900年）からそのグラウンドとして使用されます。図版14及び26・27に、明治初期から旧制松本中学校が置かれていた当時の状況を伺うことができます。

この状況は昭和10年（1935年）に旧制松本中学校が移転するまで続き、その後は、本丸・二の丸は公園や運動場として利用されましたが、第二次世界大戦中であったため、公園としての本格的な整備は行われず、終戦を迎えます。戦後、昭和25年（1950年）からの天守解体修理を機に、本丸及び二の丸の公園としての整備が行われ、現在に至る公園としての姿に整備されました（図版18）。

三の丸は、総堀や土塁が残されていましたが、次第に撤去され、周囲の城下町と一体の市街地へと変貌していきました。

## 4 松本市の社会的環境

### (1)松本市の位置

松本市は、長野県のほぼ中央部に位置します。平成17年（2005年）の旧松本市、東筑

摩郡四賀村、南安曇郡梓川村、安曇村、奈川村、平成22年（2010年）の東筑摩郡波田町との合併を経て現在に至っています。面積は978.47平方キロメートルです。市域の60%は山林であり、市域の東西に広く分布しています。市域の中央部が、南北に細長い松本盆地の中央部であり、平坦地が広がっています。

## (2)交通

松本市の現在の幹線道路の多くは、江戸時代の街道を引き継いでおり、道路交通網の結節点であるという点も変わっていません。善光寺道は犀川沿いに道筋を変えて国道19号に、千国道はほぼ同じ道筋で国道147号に、野麦道はほぼ同じ道筋で国道158号に、武石通りは三才山峠（トンネル）に道筋を変えて国道254号に、それぞれ継承されています。明治22年（1889年）には上田市に向かう県道第二線路が造られ、現在の国道143号となっています。現在はこれらに加えて中央自動車道長野線が平成4年（1992年）に全通し、東京、名古屋といった大都市圏とつながり、上信越道を経て新潟県等と結ぶ大動脈となっています。

また、明治35年（1902年）に篠ノ井線が開通し、松本駅は城下町の南西郊外に設けられました。その後明治44年（1911年）の中央本線の全通によって東京、名古屋と、昭和32年（1957年）には大糸線が全通して糸魚川と結ばれました。

近代以降は輸送の主力は牛馬・人力から鉄道に替わっていきます。開通当初こそ閑散としていた松本駅前でしたが、従来の城下町（南側町人地）とつながっていき、現在のような一体となった商業地区を形成するようになりました（図版19）。

## (3)観光都市

松本市は、松本城、上高地等の重要な観光資源があり、観光都市としての側面を持っています。また、国際観光都市に指定されており、松本観光コンベンション協会が設立され、近年の外国人観光客の増加にもつながっています。

中心市街地一帯は、扇状地の末端部に当たるため地下水位が高く、井戸や湧水が多くあり、これらは平成20年（2008年）に「まつもと城下町湧水群」として環境省による平成の名水百選に選定されました。この湧水は、江戸時代から松本城下町の水源としても用いられてきました。江戸時代後期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、町の辻には溜井戸が設けられ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなっています。現在でも、松本市の水源の一つとして利用され、城下町の風情を偲ばせる観光資源ともなっています。

# 5 松本城周辺の社会的環境

## (1)市所有の便益施設の状況

### ア 松本市立博物館

史跡指定地内にあった旧松本市立博物館は老朽化・狭隘化が進んでいたことから閉館し、史跡指定地外の大手3丁目へ移転整備して、令和5年（2023年）10月に新たな博物館

として開館しました。

その規模は、敷地面積4,115平方メートル、延床面積7,775平方メートルの鉄筋コンクリート造3階建てであり、「松本まるごと博物館」の基幹博物館としての役割を担います。

#### イ 駐車場

第12図①市営開智駐車場が松本城来場者用の駐車場であり、普通車は110台駐車可能です。ゴールデンウィークやお盆等の混雑時には③開智臨時駐車場にも駐車可能です。松本市立博物館の南側にある④松本城大手門駐車場（東洋計器大手門駐車場）は、立体駐車場であり、普通車437台が駐車可能です。

また、観光バス等の大型車は②開智大型車駐車場や、⑤松本城大手門平面駐車場（東洋計器大手門平面駐車場）へ駐車可能であり、バイクも駐車可能です。

#### ウ トイレ

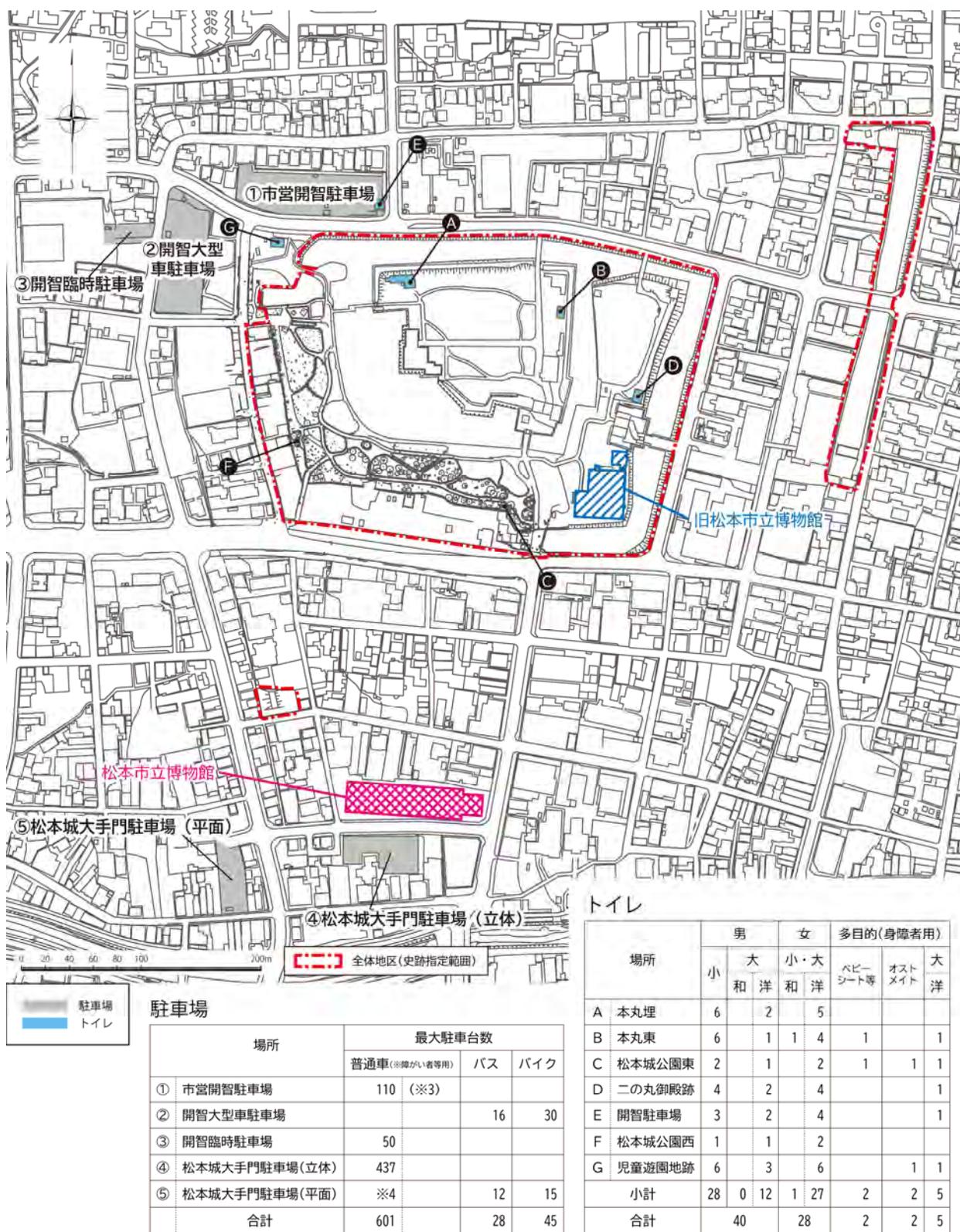
トイレは全部で7か所に設置されており、男子40基、女子28基、多目的（身障者用）5基があります。7か所のうち、オストメイトが整備されているのは2か所、ベビーシート等が設置されているのは2か所です。

#### エ ベンチ

ベンチは計画対象地各所に設置されており、約100基あり、主に二の丸の園路周辺に設置してあります。背もたれがある移動可能なものは寄贈を受けたものが多く、よく利用されています。一方で、コンクリート製のものは背もたれがなく、傷んだものも多いためあまり利用されていません。

#### オ 標識

案内標識、誘導標識、注意喚起標識を含めて設置数は約100基あります(天守は除く。)



第12図 松本市立博物館、トイレ、駐車場配置図

## (2)松本城へのアクセス環境

### ア バス

松本城へアクセスする路線バスは、「ぐるっとまつもとバス」として松本市が公設民営方式で運行するもので、「松本駅」を出て「松本城・市役所前」に停まるバスが9系統（浅間線、信大横田循環線、横田信大循環線、美ヶ原温泉線、アルプス公園線、タウンスニーカー北コース、岡田線、ほしみ線、入山辺線（降車のみ））あります。「松本駅」から「松本城・市役所前」までの所要時間は、約12分です。

このうちタウンスニーカー北コースは、松本城、旧開智学校校舎、大名町や縄手通りなどを巡るルートとして利用されています（第13図）。

### イ 自動車

主に県外から松本城へ車でアクセスする場合、長野自動車道松本インターチェンジが利用されます。インターチェンジから松本城までの所要時間は、約20分です。

### ウ 自転車

松本城周辺には、シェアサイクルの貸出・返却ステーションが3か所（松本城、開智駐車場、松本城西）設置されており、松本駅から松本城へのアクセスのみならず、周辺観光スポット等を含めた周遊が可能です。

### エ 徒歩

松本駅から松本城へ徒歩でアクセスする場合、所要時間は約20分です。

## (3)松本城周辺の現況動線（第14図）

### ア 利用者動線（徒歩）

松本城公園内への出入口は東西南北にあります。自動車や観光バス等による来場者は、主に北側、西側から出入りします。路線バスによる来場者はバス停「松本城・市役所前」で下車し、東側（太鼓門）からの出入りが最寄りです。また、松本駅方向から徒歩で来場する場合は、主に南側から出入りします。

本丸への出入りは黒門からのみ可能であり、公開は午前8時半から午後5時までに限定されます。二の丸への出入りは24時間可能なため、早朝の散歩等で利用されています。

### イ 緊急車両動線（車両）

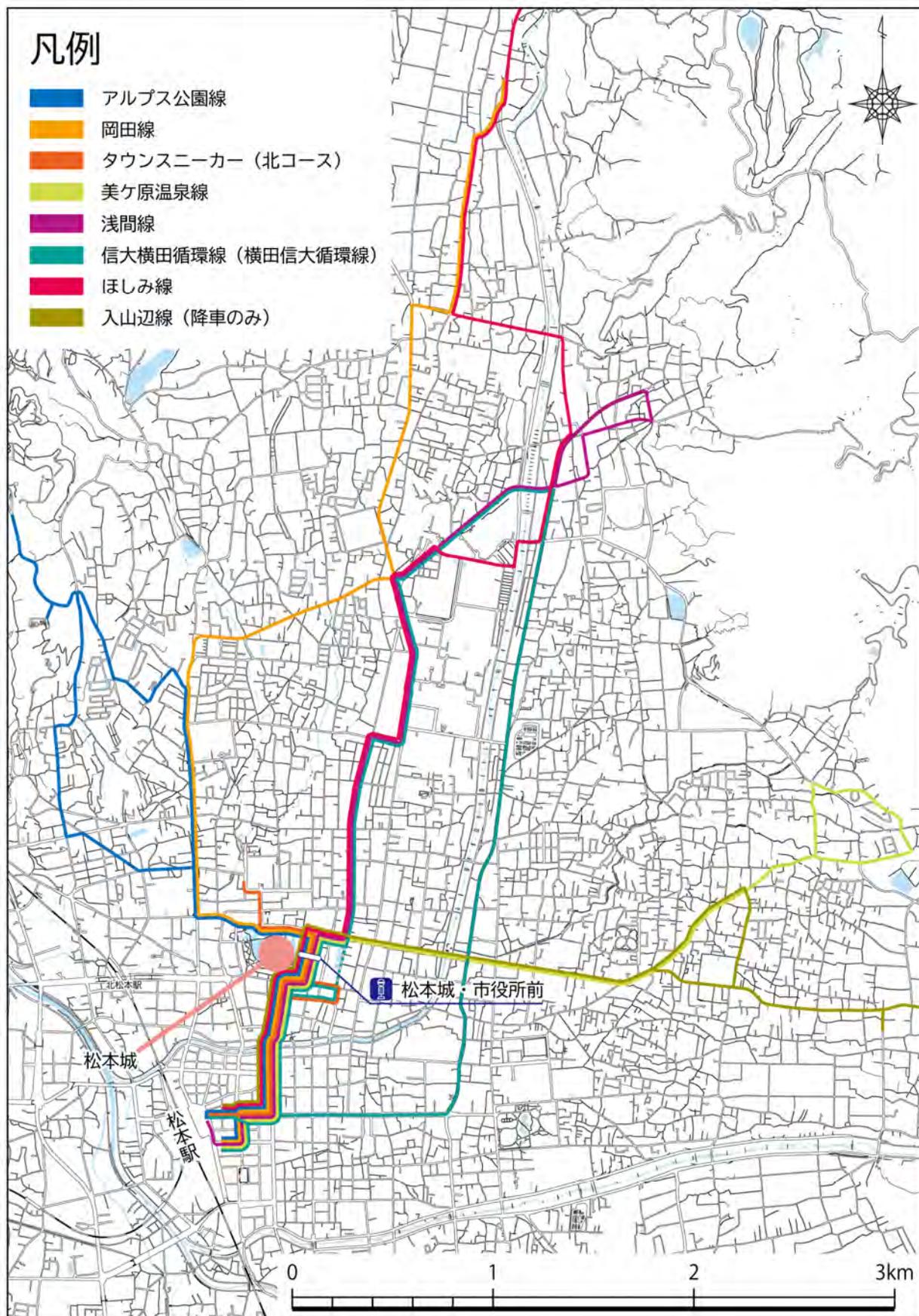
緊急車両が本丸へ出入りする場合、高さが制限されることにより黒門を通行できないことから、北裏門土橋を通行します。二の丸へ出入りする場合は、南側から可能です。

## (4)松本城周辺の土地利用

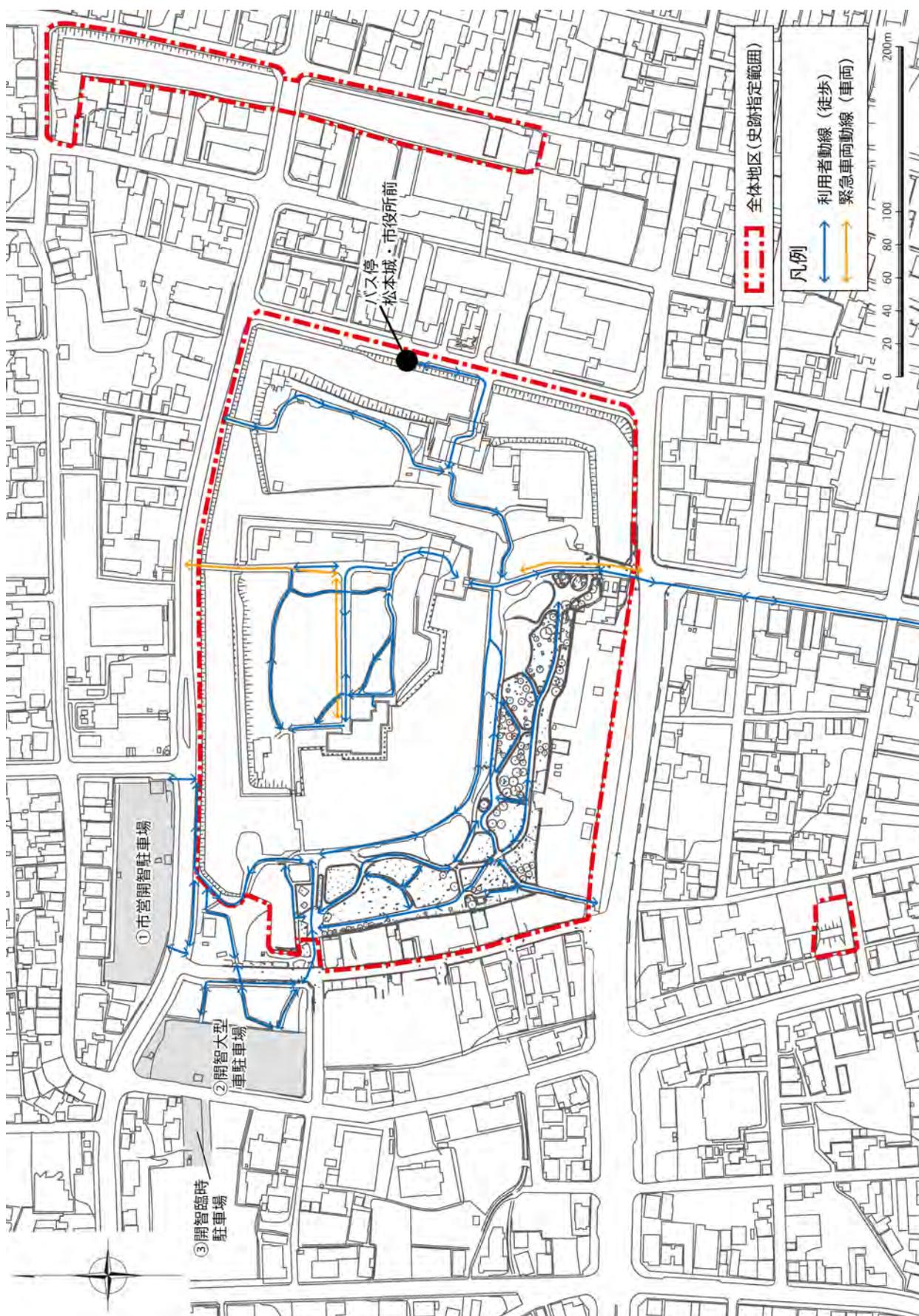
史跡松本城（本丸・二の丸）から北側は住居系、南側は商業系の土地利用がされており、江戸時代の城下町の在り方をほぼ踏襲していると言えます。かつての城下町は、明治期の大火や近代化事業が行われたことにより、町割を除き、江戸時代の城下町らしいまちなみをほとんど残していません。松本城二の丸の周囲一帯も市街化が進み、とりわけ南側には一面ビルが立ち

並んでいます。

特に高度経済成長期以降、松本市街は大きく近代化しました。松本城南側の本町等も、昭和41年（1966年）に近代化事業が行なわれ、その後、昭和53年（1978年）には松本市を主会場に開催されたやまびこ国体を契機に駅前の区画整理事業が実施されました。本町等の旧市街と駅前には、近代的なビルが建ち並ぶ街となり、江戸時代の松本で最も高い建物であった松本城天守は、市街地の中に埋没し、その姿は三の丸からは限られた場所からしか望むことができなくなっています。



第13図 松本城周辺バスルート



第14図 松本城周辺現況動線図

## 6 松本城とその周辺の法的規則

松本城とその周辺地域においては、松本市のシンボルである松本城の眺望景観を保全し、調和を図るまちづくりを重視して、様々な観点から歴史的景観の保全に関する取組みを進めています。松本城とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令が定められており、概要は以下のとおりです。

### (1)文化財保護法（昭和25年 法律第214号）

松本城は、大正8年（1919年）に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法により、昭和5年（1930年）11月19日に国の史跡として指定されています。昭和25年（1950年）以降は、史蹟名勝天然紀念物保存法を廃止して制定された文化財保護法の規定に基づき、建築物・工作物等の設置・除却等の史跡の現状変更等の行為については、事前に文化庁長官の許可が必要です（文化財保護法第125条）。

### (2)都市計画法（昭和43年 法律第100号）

#### ア 都市公園

史跡松本城は、都市公園として都市計画決定された区域に含まれています。公園として未開設の範囲における建築物の建築等には、市長の許可が必要です（都市計画法第53条による一定の建築制限が課されます。）。

#### イ 用途地域

都市計画法第8条（地域地区）の区分により、史跡松本城のうち、本丸地区・二の丸地区は第二種住居地域、東総堀は近隣商業地域と商業地域、西総堀土墨跡は商業地域に指定されており、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が設けられています（第15図）。

#### ウ 風致地区

昭和15年（1940年）に指定された松本城址地区（14.4ヘクタール）は、松本市を代表する歴史性と緑の拠点としての役割を担うため、史跡松本城及びその周辺が風致地区に指定されています（第16図）。「風致地区」とは、都市における良好な自然環境の維持・保全を目的として、自然的・歴史的要素に富んだ地域又は樹林に富んだ住宅地域等において定めるものです。風致の維持を図るため、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

#### エ 高度地区

平成13年（2001年）3月に、建築物の高さ制限を定めた高度地区（32.6ヘクタール）が指定され、松本城本丸及び二の丸内から望む北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また、松本城周辺の住環境の保全を図っています（第17図）。

#### オ 防火・準防火地域

史跡指定地は準防火地域に該当します。建築物については建築基準法に基づき、防火上の

制限を受けます。

### (3)松本市都市公園条例（昭和32年 条例第4号）

史跡松本城及びその周辺は、松本城公園（総合公園）として都市計画決定されています。

・総合公園 松本城公園 松本市丸の内1番1

### (4)松本市景観条例（平成20年 条例第3号）

それまでの松本市都市景観条例を全面改正し、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定め、魅力あるまちづくりに資することを目的として制定しました。この景観条例に基づき、平成20年（2008年）4月に景観形成の指針となる松本市景観計画を策定し、令和5年（2023年）3月に改定しました。景観計画では、松本城周辺を「お城地区」（松本城周辺重点地区）と位置づけ、地域独自の基準を含めた景観形成基準を定めています（第18図）。

### (5)松本市屋外広告物条例（平成20年 条例第62号）

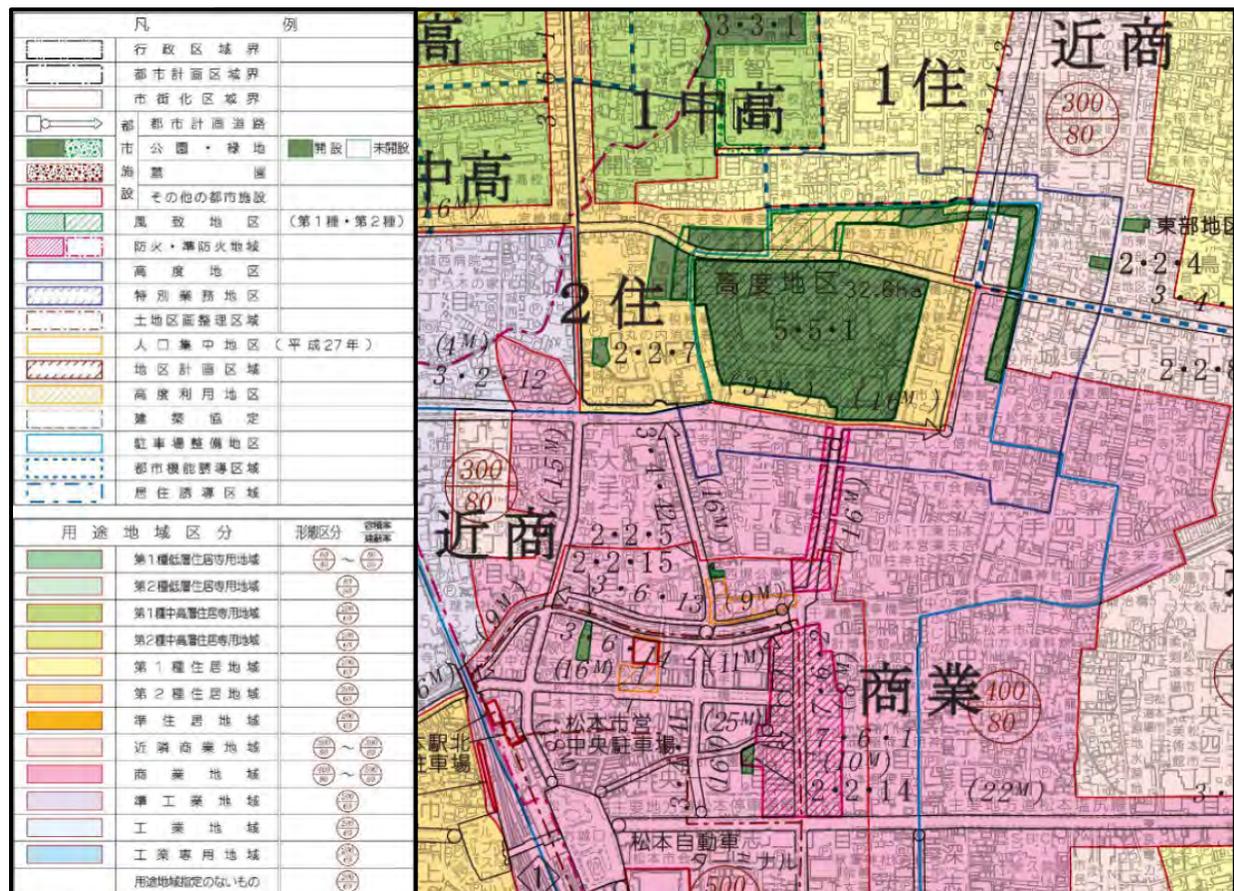
看板・各種サイン等の掲出及び設置に対し、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制を行う条例であり、松本市の特性を踏まえた独自の屋外広告物条例としています。松本市の魅力である北アルプスや美ヶ原高原等の山岳眺望と、松本城を中心とした歴史的景観の保全のため、屋上広告物や野立て看板の規制を強化するなど、独自条例としての有効性と実効性を確保しています。本条例において、史跡松本城は禁止地域に該当し、景観計画重点地区である「お城地区」及び「お城南地区」は、この条例においても特別な規制を行う地区として、各地域の許可基準に加え、屋上広告物の禁止・色彩制限の上乗せをした行為制限を定めています（第19図）。

### (6)松本市受動喫煙防止に関する条例（平成31年 条例第3号）

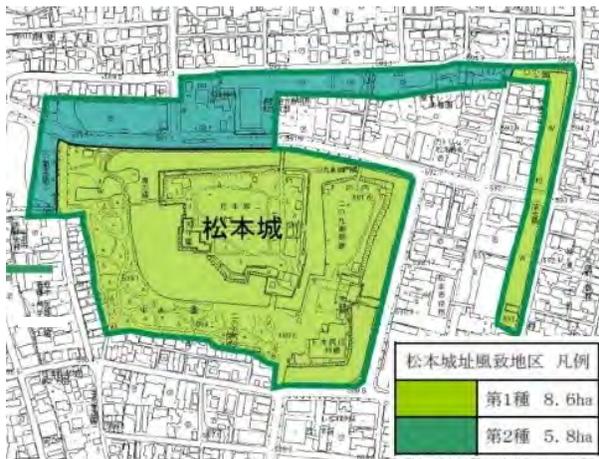
未来を担う子どもたちに誇れる受動喫煙のない美しいまちづくりを推進することで、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、「松本市受動喫煙防止に関する条例」を令和元年（2019年）7月1日から施行しました（第20図）。

表2 関連法令一覧

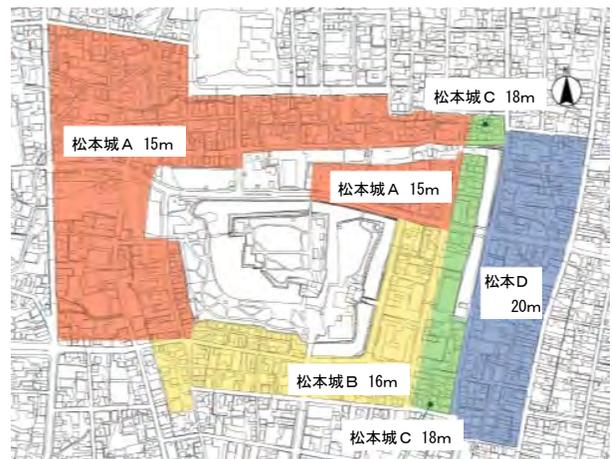
名称	所管等	制定年月日等
(1) 文化財保護法(史跡指定)	文化庁	昭和25年法律第214号
(2) 都市計画法	建設部公園緑地課 建設部都市計画課	昭和43年法律第100号
ア 都市公園		
イ 用途地域		
ウ 風致地区		
エ 高度地区		
オ 防火・準防火地域		
(3) 松本市都市公園条例	建設部公園緑地課	昭和32年条例第4号
(4) 松本市景観条例	建設部都市計画課	平成20年条例第3号
(5) 松本市屋外広告物条例	建設部都市計画課	平成20年条例第62号
(6) 松本市受動喫煙防止に関する条例	健康福祉部健康づくり課	平成31年条例第3号



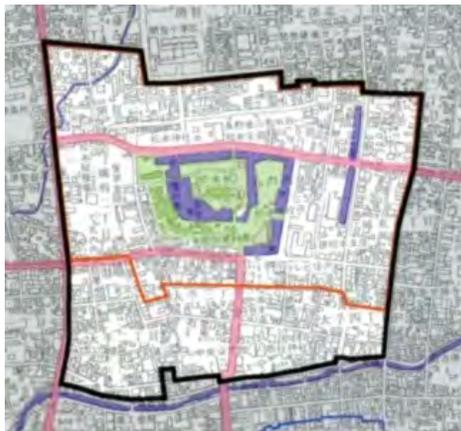
第15図 松本都市計画図(史跡松本城とその周辺部)



第16図 風致地区区分図



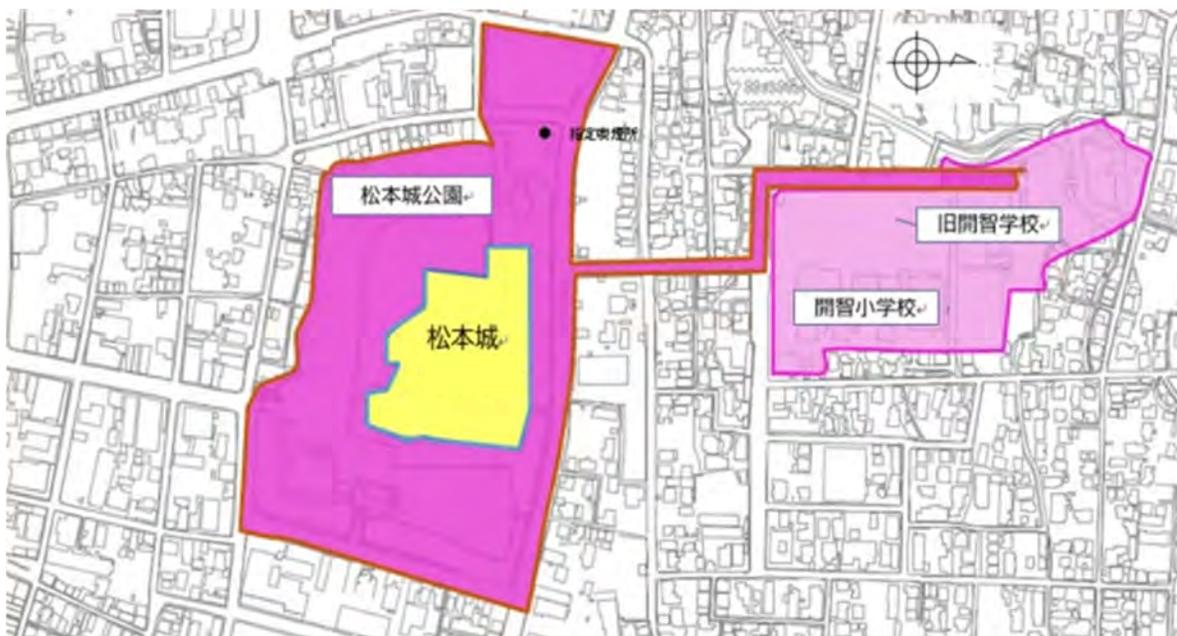
第17図 高度地区区分図



第18図 景観計画お城地区



第19図 屋外広告物規制図



第20図 松本城公園・旧開智学校周辺の受動喫煙防止条例区域